

「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」による 調査依頼および当社による調査の結果等について

I. 「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」について

平成 23 年 7 月に資源エネルギー庁が行った調査において、国主催のシンポジウム等で、一部の電力会社が行った社員や関係企業等に対する参加要請や発言要請に対して、国の関与が疑われるケースが確認された。

これを受けて、中立的な立場から、国の関与に関する事実関係の徹底的な解明および評価、再発防止策の検討等を行うことを目的に、外部の有識者から構成される「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」（以下、「第三者調査委員会」という。）が設置された。

第三者調査委員会は、平成 23 年 8 月 5 日に設置された後、約 2 ヶ月間にわたり国や電力会社に対する調査を行ってきており、当社も、この間、第三者調査委員会による調査に協力してきた。

II. 第三者調査委員会等による調査について

7 月 14 日

資源エネルギー庁より電力各社に対し、国が主催したシンポジウム等に関する調査指示があった。当社における調査対象および調査事項は次のとおりである。

調査対象	「プルサーマルの必要性、安全性及び耐震バックチェックの地元説明会」 平成 22 年 1 月 31 日（日） 13 時 30 分～16 時 30 分 女川町生涯教育センター （以下、「平成 22 年説明会」という。）
調査事項	当社が影響力を行使しうる者（当社の社員、関係企業等）に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無

7 月 29 日

電力各社から資源エネルギー庁に対し、調査結果を報告した。

（※この調査結果報告において、一部の電力会社が行った社員や関係企業等に対する参加要請や発言要請に対して、国の関与が疑われるケースが確認された）

8 月 5 日

第三者調査委員会が設置された。

8 月 10 日

第三者調査委員会から電力各社に対し、国が主催したシンポジウム等に関する調査依頼があった。当社における調査対象および調査事項は次のとおりである。

調査①	調査対象	平成 22 年説明会
	調査事項	説明会に関する国の関与等

調査②	調査対象	「女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会」 平成 18 年 10 月 28 日（土）10 時 00 分～12 時 20 分 石巻市牡鹿体育館 同年 10 月 28 日（土）18 時 00 分～20 時 20 分 女川町生涯教育センター 同年 10 月 29 日（日）14 時 00 分～16 時 20 分 石巻市立渡波小学校 （以下、「平成 18 年説明会」という。）
	調査事項	a. 当社が影響力を行使しうる者（当社の社員、関係企業等）に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無 b. 説明会に関する国の関与等

8 月 1 1 日以降、9 月 2 9 日まで

第三者調査委員会が、国および電力会社に対する調査を実施した。
当社は、第三者調査委員会からの上記調査依頼に対する報告を行ったほか、第三者調査委員会の求めに応じて、当社関係者のヒアリング、調査報告に関する追加調査および報告を行ってきた。

※ 8 月 3 0 日に、第三者調査委員会が中間報告書を公表している。

9 月 3 0 日

第三者調査委員会が最終報告書を公表した。

Ⅲ. 第三者調査委員会による調査に対する当社の対応等について

1. 当社の調査体制等

（1）調査体制

中立的な立場から調査を実施するため、当社コンプライアンス推進担当役員を調査責任者とし、コンプライアンス関係部署による調査チームを編成

（2）調査対象者

説明会当時の関係する当社の役員および社員、関係会社および取引会社の関係者

（3）調査方法

調査票、面談、電話、文書などでの確認

2. 調査結果

上記の体制により調査を実施した結果は、以下のとおりである。

（1）平成 1 8 年説明会

a. 当社が影響力を行使しうる者に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無

- ・当社が、社員、関係会社および取引会社に対して、説明会の開催周知および参加要請を行った事実が認められた。しかし、参加を強制した事実は認められなかった。

当社が社員、関係会社および取引会社に対して、発言を要請した事実は認められなかった。

- ・当社が影響力を行使しうる者ではないが、当社に理解のある地域住民の方に対し、当社から説明会の開催周知および参加要請を行っていた事実が認められた。

また、参加要請した地域住民の方のなかで、原子力発電に対する理解がある方について、本人の同意を得たうえで、自身の考えに基づく質問や意見などの発言をお願いしていた事実は認められたが、その意思に反して特定の意見を表明するよう要請した事実は認められなかった。

b. 説明会に関する国の関与等

- ・当社は、説明会の準備の一環として、本説明会にオブザーバーとして参加する当社の準備状況の説明などのために、原子力安全・保安院との打合せを行った。この打合せのなかで、保安院側から本説明会における参加者および発言者の確保に関する発言があったことが確認された。

当社は、この保安院側の発言も斟酌して、引き続き本説明会の開催周知や参加要請、発言要請など、本説明会に向けた準備を行った。

(参考：説明会当時の状況)

- ・平成 17 年 8 月 16 日に発生した宮城県沖の地震により、女川原子力発電所の全 3 基が自動停止するとともに、一部周期における加速度が基準地震動を超過する事象が発生した。

また、平成 18 年 7 月 7 日、国から品質保証体制の改善に関する指示文書を受領するとともに、同発電所第 3 号機の定期安全管理審査において評定「C」を通知され、同発電所に対する地域社会からの信頼は大きく損なわれる状況となった。

- ・その後、原子力の品質保証体制に関する当社の報告書が国から「概ね妥当」との評価を受け、また、第 1 号機の耐震安全性について国から了承されたことから、次のステップとして、同発電所の耐震安全性や当社原子力に係る品質保証体制に関し、地域社会から理解を得ていくことが当社の重要な課題となり、理解促進の活動を進めつつあったなか、本説明会の開催が公表された。
- ・説明会の開催周知および参加要請については、本説明会が、女川原子力発電所の耐震安全性および当社の原子力品質保証に関して、国から直接説明がなされる場であり、地域住民の皆さまに理解を深めていただく良い機会であると判断し、理解促進活動の一環として行ったものである。

(2) 平成 22 年説明会

a. 当社が影響力を行使しうる者に対し、何らかの情報提供あるいは要請を行った事実の有無

- ・当社が、社員、関係会社および取引会社に対して、説明会の開催周知および参加要請を行った事実が認められた。しかし、参加を強制した事実は認められなかった。

当社が社員、関係会社および取引会社に対して、発言を要請した事実は認められなかった。

b. 説明会に関する国の関与等

- ・当社は、説明会に関する当社の準備状況等について、資源エネルギー庁への説明を行った。

(参考：説明会当時の状況)

- ・当社は、女川原子力発電所第3号機のプルサーマル計画実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、平成22年1月8日、許可が得られたが、これに先立ち、地域住民の皆さまを対象として、プルサーマル計画に対する理解活動を進めていたなか、本説明会の開催が公表された。
- ・説明会の開催周知および参加要請については、本説明会がプルサーマルの必要性や安全性について国から直接説明がなされる場であり、地域住民の皆さまに理解を深めていただく良い機会であると判断し、理解促進活動の一環として行ったものである。

以 上